

了鳥取県公報

平成16年1月16日(金) 号外第5号

每週火:金曜日発行

			目	次	
告	示	遊魚規則の認可(23))(水産課)		1
			<u> </u>		

鳥取県告示第23号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第1項の規定に基づき、内水面における第五種共同漁業の免許を受け た者の定めた遊漁規則を平成16年1月1日次のとおり認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成16年 1月16日

鳥取県知事 片 山

- 1(1) 漁業権者の名称及び住所 千代川漁業協同組合
 - 八頭郡河原町大字長瀬34-5
 - (2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第1号
 - (3) 遊漁規則の内容
 - ア 目的

この規則は、千代川漁業協同組合(以下1において「組合」という。)が免許を受けた内共第1号第五 種共同漁業権に係る漁場(以下1において「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当 該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、やまめ(さくらますを含む。) いわな、あまご(さつきま すを含む。) にじます及びこいをいう。以下1及び2において同じ。)の採捕(以下1において「遊漁」 という。) についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

- イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務
 - (ア) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、 承認を受けなければならないものとすること。ただし、児童(12歳に満たない者をいう。以下同じ。) 及び組合の承認を受けた行事に参加する者については、この限りでないこと。
 - (イ) 遊漁料の納付は、キ(ア)及び(イ)に定める遊漁料をキ(ウ)の方法により組合に納付することにより 行うものとすること。
- ウ 漁具又は漁法等の制限
 - (ア) 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならないものとすること。 ただし、やまめ(さくらますを除く。)いわな、あまご(さつきますを除く。)及びにじますを採捕す る場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網(以下「さお釣り等」という。)以外の漁具 又は漁法等による遊漁は行ってはならないものとすること。
 - a さお釣り

- b 手釣り
- c やす
- d 徒手採捕
- e たも網
- f 投網
- g 鵜川
- h 四つ手網
- i 川舟
- (イ) 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の 範囲内でなければ行ってはならないものとすること。

漁具又は漁法等	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
四つ手網	1人1統とすること。
鵜川	1人1統とし、従事者は6人以内とすること。
川舟	いかり網の長さが50メートル以内の無動力船に限ること。

(ウ) 次の表に掲げる区域内においては、6月1日から同月30日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁 をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。)以外の漁法により行ってはならないものとすること。

八頭郡用瀬町大字古用瀬の新用瀬橋下流端から同郡河原町大字和奈見の和奈見橋下流端までの区域 八頭郡八東町大字徳丸の金埼鉄橋下流端から徳丸谷川と八東川との合流点までの区域

工 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行っ てはならないものとすること。

水産動物の名称	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、いわな、あ まご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3 月 1 日から 9 月25日まで
こい	1 月 1 日から 5 月14日まで及び 6 月15日から12月31日まで

才 禁止区域

エにかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊 漁を行ってはならないものとすること。

禁止区域	禁止期間
八頭郡智頭町大字市瀬字鳥巣のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	
八頭郡智頭町大字市瀬字関屋のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	

八頭郡用瀬町大字安蔵のかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	1月1日から 12月31日まで
区域 // 八頭郡河原町大字片山のかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの	4月1日から
区域	6月30日まで
鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域	9 月26日から 11月10日まで
鳥取市秋里の潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	2 月 1 日から 5 月31日まで

カ 全長制限

やまめ(さくらますを含む。) いわな、あまご(さつきますを含む。) にじます及びこいについては、 全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならないものとすること。

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

水産動物の名称	漁具又は漁法等		期間	遊漁料
あゆ、やまめ(さくらますを含む。) いわな、あまご(さつきますを含む。)	さお釣り等		年間	8,000円
にじます及びこい			1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む。) いわな、 あまご(さつきますを含む。)及びに	さお釣り	Ė	年間	5,000円
じます	さの到り寺		1日限り	3,000円
	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)		年間	12,000円
	· 鵜川		年間	50,000円
あゆ、さくらます、さつきます及びこ い	四つ手網	一辺の長さが183センチメー トル未満	年間	5,000円
	四ノ子綱	一辺の長さが183センチメー トル以上	年間	8,000円
	川舟 (無動力船 1 隻によるものに限る。)		年間	30,000円

(イ)(ア)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それ ぞれ同表の右欄に定めるとおりとするものとすること。

区分		遊漁料
中学生	年間	1,000円
高校生(県内に住所を有する者に限る。)及び70歳以上の者(県内に住所を有する者に限る。)	年間	3,000円
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間	1,500円

- (ウ) 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所(八頭郡河原町大字長瀬34 5)又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならないものとすること。
- ク 遊漁承認証に関する事項
 - (ア) 組合は、イ(ア)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下1において「遊漁承認証」という。)を交付するものとすること。

表 遊漁承認証
下記のとおり遊漁を承認します。
遊 住所 漁 氏名 者 年齢
承認期間 魚 種 漁具又は漁法等 遊漁区域 発行年月日 発行者 干代川漁業協同組合 印

裏
注意事項

- (イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
- (ウ) 遊漁承認証は、理由を問わず再発行はしないものとすること。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

- (ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示 しなければならないものとすること。
- (イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとすること。
- (ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない ものとすること。
- (エ) 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から下流1,800メートルの区域においては、川底をかくはんしてはならないものとすること。

コ 漁場監視員

- (ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。
- (イ) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

表 漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 住所 氏名 年齢 有効期間 発行年月日 発行者 千代川漁業協同組合

裏
注意事項

サ 違反者に対する措置

- (ア) 組合は、遊漁者がイ(ア)の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、キ(ア)及び (イ)に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとすること。
- (イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイ(ア)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した 遊漁料の払戻しはしないものとすること。
- (4) 遊漁規則の施行の日 平成16年1月1日
- 2(1) 漁業権者の名称及び住所 天神川漁業協同組合

倉吉市大平町103 - 2

- (2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第2号
- (3) 遊漁規則の内容
 - ア 目的

この規則は、天神川漁業協同組合(以下2において「組合」という。)が免許を受けた内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場(以下2において「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下2において「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

- イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務
 - (ア) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、 承認を受けなければならないものとすること。ただし、児童及び75歳以上の者については、この限りで ないこと。
 - (イ) 漁場の区域内において各種団体が遊漁に関する行事を主催する場合には、あらかじめ遊漁の対象とする水産動物の名称、漁具、漁法等、遊漁区域、遊漁期間等行事の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならないものとすること。
 - (ウ) 組合は、(イ)による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支 障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとすること。
 - (エ) 遊漁料の納付は、キ(ア)から(ウ)までに定める遊漁料をキ(エ)の方法により組合に納付することにより行うものとすること。
- ウ 漁具又は漁法等の制限
 - (ア) 遊漁の方法は、さお釣り、やす、たも網、投網、鵜川又は川舟に限るものとすること。

(イ) 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲内で なければ行ってはならないものとすること。

漁具又は漁法等	規模
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
川舟	無動力船に限ること。
鵜川	1人1統とし、従事者は4人以内とすること。

工 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行っ てはならないものとすること。

水産動物の名称	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ、あまご、い わな及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3 月 1 日から 5 月31日まで
さつきます	3 月 1 日から 9 月25日まで
こい	1 月 1 日から 5 月14日まで及び 6 月15日から12月31日まで

オ 禁止区域

(ア) エにかかわらず、次の表に掲げる区域内においては、遊漁を行ってはならないものとすること。

禁止区域
東伯郡三朝町大字大柿字東塚の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メー
トルの区域
倉吉市下余戸の郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域
倉吉市田内の鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域
倉吉市三明寺の北条用水えん堤下流端から下流20メートルの区域
東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域

(イ) 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の 右欄に掲げる期間内は、行ってはならないものとすること。

漁	法	禁止区域	禁止期間
		三徳川(その支流を含む。) のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	
		小鹿川(その支流を含む。) のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
		加茂川(その支流を含む。)のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流	
		の区域	
		加谷川(その支流を含む。) のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
投	412	福本川(その支流を含む。) のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	1月1日から
12	網	小鴨川(その支流を含む。)のうち東伯郡関金町大字今西地内のえん堤から上流	12月31日まで
		の区域	
		矢送川 (その支流を含む。) のうち矢送川と滝川との合流点から上流の区域	
		滝川(その支流を含む。) のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
		清水川(その支流を含む。)のうち清水川と小鴨川との合流点から上流の区域	
		清小川(ての支流を含む。) のつら清小川と小鴨川との音流点から上流の区域	

	余川谷川(その支流を含む。)のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域	
	天神川のうち東伯郡三朝町大字若宮地内の河戸橋から同町大字牧地内の頭首工ま での区域	6 月 1 日から 7 月31日まで
さお釣 り(フ ライ・ ルアー を除く。)	小鴨川のうち東伯郡関金町大字堀地内の堀橋上流えん堤から同町大字明高地内の 明高三段えん堤までの区域	3月1日から 9月30日まで

力 全長制限

やまめ(さくらますを含む。) いわな、あまご(さつきますを含む。) にじます及びこいについては、 全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならないものとすること。

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ (さくらますを含む。)		年間	8,000円
いわな、あまご (さつきますを含む。) にじます及びこい	さお釣り及びたも網 	1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む。) いわな、		年間	5,000円
あまご (さつきますを含む。) 及びに じます	さお釣り及びたも網	1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網(さお釣り及びたも網を併用する 場合を含む。)	年間	12,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

(イ)(ア)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとす るものとすること。

区分	遊漁料		
中学生	年間	1,000円	
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間	1,500円	
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り	10,000円	

(ウ)(ア)及び(イ)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においてさお釣りを行う場合の遊漁料は、 同表の右欄に定めるとおりとするものとすること。

区域	遊漁	料
東伯郡関金町大字小泉の小泉川養魚場取水口から下流の砂防ダムまでの区域	1日限り	3,500円

- (エ) 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所(倉吉市大平町103-2)又は組合がク(ア)で定める遊漁承 認証(以下2において「遊漁承認証」という。)の発行業務を委託した取扱所において納付しなければ ならないものとすること。
- ク 遊漁承認証に関する事項

(ア) 組合は、イ(ア)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証を交付するものとすること。

表 番号 遊漁承認証 住所 氏名 生年月日 遊漁料金 有効期間 交付場所 発行年月日 発行者 天神川漁業協同組合

裏											
					ì	主意	事」	頁			

- (イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
- (ウ) 遊漁承認証は、理由を問わず再発行はしないものとすること。
- ケ 遊漁に際し守るべき事項
 - (ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示 しなければならないものとすること。
 - (イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとすること。
 - (ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない ものとすること。
- コ 漁場監視員
- (ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。
- (イ) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

表 漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 住所 氏名 年齢 有効期間 発行年月日 発行者 天神川漁業協同組合

裏						
注意事項						

サ 違反者に対する措置

- (ア) 組合は、遊漁者がイ(ア)又は(イ)の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、キ (ア)から(ウ)までに定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとすること。
- (イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイ(ア)及び(イ)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に

納付した遊漁料の払戻しはしないものとすること。

- (4) 遊漁規則の施行の日 平成16年1月1日
- 3(1) 漁業権者の名称及び住所 日野川水系漁業協同組合
 - 米子市熊党323 1
 - (2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第3号
 - (3) 遊漁規則の内容
 - ア 目的

この規則は、日野川水系漁業協同組合(以下3において「組合」という。)が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場(以下3において「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、やまめ(さくらますを含む。) いわな、あまご(さつきますを含む。) にじます、こい及びうなぎをいう。以下3において同じ。)の採捕(以下3において「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

- イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務
 - (ア) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、 承認を受けなければならないものとすること。ただし、児童及び組合の承認を受けた行事に参加する者 については、この限りでないこと。
 - (イ) 遊漁料の納付は、キ(ア)及び(イ)に定める遊漁料をキ(ウ)の方法により組合に納付することにより 行うものとすること。
- ウ 漁具又は漁法等の制限
- (ア) 次に掲げる漁具又は漁法等以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならないものとすること。 ただし、やまめ(さくらますを除く。) いわな、あまご(さつきますを除く。)及びにじますを採捕す る場合は、さお釣り及び手釣り以外の漁具又は漁法等による遊漁は行ってはならないものとすること。
 - a さお釣り
 - b 手釣り
 - c はえ縄
 - d うなぎ籠
 - e うなぎ箱
 - f つけ針(穴釣り)
 - g 徒手採捕
 - h たも網
 - i 投網
 - j 地びき網
 - k 川舟
 - 1 いかだ(これに類するものを含む。以下同じ。)
- (イ) 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法等による遊漁は、同表の中欄に掲げる規模の範囲内において、 それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならないものとすること。

漁具又は漁法等	規模	期間
たも網	網目は2センチメートル以上とすること。	1月1日から12月31日まで
投網	網目は2センチメートル以上とすること。	1月1日から12月31日まで
地びき網	網目は6センチメートル以上とすること。	11月 1日から翌年 3月31日まで
川舟	総トン数が1トン以下の無動力船に限ること。	8 月 1 日から翌年 6 月30日まで
いかだ		8月1日から翌年6月30日まで

(ウ) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、あゆを対象とす る遊漁をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。)以外の漁法により行ってはならないものとすること。

区域	期間			
日野郡日南町生山の生山橋上流端から800メートル下流の桜原橋下流端までの区域	6月1日から			
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端から2,400メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域	8月31日まで			
日野郡日野町根雨の津地橋下流端から2,500メートル下流の舟場橋上流端までの区域				
日野郡江府町大字武庫の日野川と荒田川との合流点から1,100メートル下流の洲河崎橋下 流端までの区域				
日野郡溝口町荘の昭和橋下流端から880メートル下流の日野川と野上川との合流点までの 区域				
西伯郡岸本町岸本の蚊屋井手第 1 水門下流端から1,200メートル下流の国土交通省水位観 測所までの区域	6月1 日から 9 月25日まで			

工 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行っ てはならないものとすること。

水産動物の名称	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間
やまめ(さくらますを 除く。)いわな、あま ご(さつきますを除く。) 及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こい及びうなぎ	1月1日から12月31日まで

オ 禁止区域

エにかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊 漁を行ってはならないものとすること。

禁止区域	禁止期間			
日野郡江府町大字洲河崎字白住の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、				
下流360メートルの区域				
日野郡江府町大字佐川の中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端から上流18メー	1月1日から			
トル、下流360メートルの区域	12月31日まで			
日野郡江府町大字佐川の中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端から上流18メー				
トル、下流80メートルの区域				
西伯郡岸本町吉定のかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流30メートル、下流	1月1日から			
150メートルの区域	5 月31日まで			
米子市古豊千の米川えん堤(米子市観音寺側を含む。)上流端から上流36メートル、下流360	2月1日から			
メートルの区域	6月30日まで			
米子市観音寺の鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流18メートル、下流180メート	及び 9 月26日			
ルの法勝寺川の区域及び日野川本流との取入水路	から11月10日			
	まで			

米子市皆生字中野浪新田862 - 2 の北端(日野川本流左岸)と同地点から110度の線と対岸と の交点を結んだ線から下流の区域

力 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕 してはならないものとすること。

水産動物の名称	大きさ
やまめ(さくらますを含む。) いわな、あまご(さ つきますを含む。) にじます及びこい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料
あゆ、やまめ (さくらますを含む。)		年間	8,000円
いわな、あまご (さつきますを含む。) にじます及びこい	さお釣り及び手釣り	1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む。) いわな、	++&12 T 7 8 T & 12	年間	5,000円
あまご (さつきますを含む。) 及びに じます	さお釣り及び手釣り	1日限り	3,000円
	地びき網	年間	50,000円
	川舟及びいかだ	年間	30,000円
		(一隻)	
あゆ、さくらます、さつきます、こい 及びうなぎ	徒手採捕、たも網、投網、さお釣り及び手釣り(うなぎを採捕する場合にあっては、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱及びつけ針(穴釣り)も行うことができる。)	年間	12,000円

(イ)(ア)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り又は手釣りによる遊漁をする場合の遊漁料 は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとするものとすること。

区分		遊漁料	
県内に住所を有する70歳以上の者	無料		
中学生	年間	1,000円	
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間	1,500円	

(ウ) 遊漁料は、日野川水系漁業協同組合事務所(米子市熊党323-1。以下(ウ)において「事務所」と いう。) 又は組合が別に公示する取扱所において納付しなければならないものとすること。ただし、地 びき網、川舟及びいかだによる遊漁をする場合には、事務所においてこれを納付しなければならないも のとすること。

ク 遊漁承認証に関する事項

(ア) 組合は、イ(ア)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下3において「遊漁承認証」 という。) を交付するものとすること。

表

禁止漁具漁法等 注意事項 次の漁具又は漁法等により水産 遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。動物を採捕してはならない。 遊住所 漁 氏名 者 年齢 承認期間 種 漁具又は漁法等 遊漁区域 発行年月日 発行者 日野川水系漁業協同組合
印 連絡先

裏

あゆの友釣り専用区域	禁止区域及び期間	その他

- (イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。
- (ウ) 遊漁承認証は、理由を問わず再発行はしないものとすること。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

- (ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示 しなければならないものとすること。
- (イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとすること。
- (ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない ものとすること。

コ 漁場監視員

- (ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。
- (イ) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

表 漁場監視員証 下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。 監 住所 視 氏名 員 年齢 有効期間 発行者 日野川水系漁業協同組合

裏
注意事項

サ 違反者に対する措置

- (ア) 組合は、遊漁者がイ(ア)の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、キ(ア)及び (イ)に定める遊漁料に1,000円を加算した額を徴収するものとすること。
- (イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイ(ア)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した 遊漁料の払戻しはしないものとすること。
- (4) 遊漁規則の施行の日 平成16年1月1日
- 4(1) 漁業権者の名称及び住所 湖山池漁業協同組合

鳥取市湖山町南一丁目969 - 5

- (2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第4号
- (3) 遊漁規則の内容
 - ア 目的

この規則は、湖山池漁業協同組合(以下4において「組合」という。)が免許を受けた内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場(以下4において「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら及びせいごをいう。以下4及び5において同じ。)の採捕(以下4において「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

- イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務
 - (ア) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならないものとすること。ただし、中学生以下の者及び75歳以上の者については、この限りでないこと。
 - (イ)(ア)による申請は、次の様式による申請書でしなければならないものとすること。この場合においては、証明用写真1枚及び住所を証明する書類を添付しなければならないものとすること。

遊漁承認申請書

湖山池漁業協同組合 様

私は、湖山池漁業協同組合の漁場区域内で 遊漁を行いたいので、承認していただきます ようお願いします。 申請年月日 住所 氏名 年齢

- (ウ) 組合は(ア)による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者((ア)の承認を受けた者をいう。以下4において同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は当該申請者が(ア)若しくは(エ)の規定に違反したことがあり、承認することが適当でないと認められる者である場合を除き、(ア)の承認をするものとすること。
- (エ) (ア)の承認を受けた者は、直ちにキ(ア)及び(イ)に定める遊漁料をキ(ウ)の方法により、組合に納付しなければならないものとすること。
- (オ)(エ)にかかわらず、鳥取市に住所を有する者については、遊漁料は免除されるものとすること。
- ウ 漁具又は漁法の制限
 - (ア) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならないものとすること。
 - a さお釣り及び手釣り(引懸(ゾロ)及びルアーを除く。)
 - b たも網
 - c 徒手採捕
- (イ)(ア)に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用い、又はまきえ(アミ)をしてはならないものとすること。

工 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とするたも網による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならないものとすること。

水産動物の名称	期間
こい及びふな	7 月16日から翌年 4 月14日まで
しらうお	4月1日から翌年1月31日まで

オ 禁止区域

(ア) 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行っては ならないものとすること。

禁止区域	禁止期間
鳥取市金沢の湖山川河口から上流500メートル及び同河口から右岸150メート	
ル、左岸50メートルの間の沖合100メートルの区域	1 - 1 - 4 - 4
鳥取市金沢の忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線から西側の区域	1 月 1 日から12月31日まで
石がま	
石がまの周辺18メートルの区域	10月 1 日から12月31日まで

(イ) 次の表に掲げる区域内においては、**4**月**1**日から**5**月31日までの期間内はしらうおを採捕してはならないものとすること。

鳥取市高住136 - 13から同市高住158 - 2までの岸から沖合30メートルの区域

鳥取市良田の農業排水路と県道鳥取鹿野線との交点から同排水路河口までの区域及び同排水路河口から右 岸30メートル、左岸30メートルの間の沖合30メートルの区域 鳥取市良田638から同市松原597 - 1までの岸から沖合30メートルの区域

鳥取市金沢758から同市金沢757までの岸から沖合30メートルの区域

鳥取市三津1232 - 3から1233 - 1までの岸から沖合30メートルの区域

カ 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕 してはならないものとすること。

水産動物の名称	大きさ
こい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

期間	遊漁料
年間	10,000円
1 日限り	1,000円

(イ)(ア)にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおり とするものとすること。

区分	遊漁料
高校生及び身体障害者(身体障害者手帳所持者に 限る。)	(ア)に規定する額の2分の1に相当する額
へらぶな釣りの団体に所属する者	(ア)に規定する額の5分の3に相当する額
鳥取市に住所を有する者	無料

- (ウ) 遊漁料は、郵便振替により、又は湖山池漁業協同組合事務所(鳥取市湖山町南一丁目969-5)に おいて納付しなければならないものとすること。
- ク 遊漁承認証に関する事項
 - (ア) 組合は、イ(ア)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下4において「遊漁承認証」 という。) を交付するものとすること。

			表	
		ì	遊漁承認証	
	下記のの	とおり遊	i漁を承認する。	
	写真	住所		
		氏名		
		年齢		
]]:	承認期間			
į	遊漁料			
ğ	発行年月 日	3		
ğ	発行者			
ì	胡山池漁	業協同組	l合 	ED

人	
注意事項	

(イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。

ケ 遊漁に際し守るべき事項

- (ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示 しなければならないものとすること。
- (イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとすること。
- (ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない ものとすること。

コ 漁場監視員

- (ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。
- (イ) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

表 漁場監視員証 下記の者は、当組合の監視員であることを 証明する。 写真 氏名 有効期間 発行年月日 発行者 湖山池漁業協同組合

裏
注意事項

サ 違反者に対する措置

- (ア) 組合は、遊漁者がイ(ア)の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、キ(ア)及び (イ)に定める遊漁料に500円を加算した額を徴収するものとすること。
- (イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイ(ア)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した 遊漁料の払戻しはしないものとすること。
- (4) 遊漁規則の施行の日 平成16年1月1日
- 5(1) 漁業権者の名称及び住所 東郷湖漁業協同組合

東伯郡羽合町大字上浅津123 - 20

- (2) 漁業権の免許番号 共同漁業権内共第5号
- (3) 遊漁規則の内容
 - ア 目的

この規則は、東郷湖漁業協同組合(以下5において「組合」という。)が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場(以下5において「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物の採捕(以下5において「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとすること。

- イ 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務
 - (ア) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、

承認を受けなければならないものとすること。ただし、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、北条町 又は大栄町に住所を有する者並びに中学生以下の者及び70歳以上の者については、この限りでないこと。

(イ) 遊漁料の納付は、キ(ア)及び(イ)に定める遊漁料をキ(ウ)の方法により組合に納付することにより 行うものとすること。

ウ 漁具又は漁法の制限

- (ア) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならないものとすること。
 - a さお釣り(引懸を除く。以下同じ。)
 - b 手釣り
 - c たも網
 - d 徒手採捕
- (イ)(ア)に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用いてはならないものとするこ と。

工 遊漁期間

次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行っ てはならないものとすること。

水産動物の名称	期間
こい及びふな	7月16日から翌年 5月14日まで
わかさぎ	10月 1 日から翌年 4 月30日まで
しらうお	11月 1 日から翌年 4 月30日まで

才 禁止区域

エにかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊 漁を行ってはならないものとすること。

禁止区域	禁止期間			
東伯郡東郷町の東郷川河口から上流180メートルの	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日			
区域	まで			
東伯郡羽合町大字橋津字拾屋敷394の北端(東郷池				
尻右岸)と同地点から276度の線と対岸との交点を	1月1日から12月31日まで			
結んだ線から下流の区域				

カ 全長制限

次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕 してはならないものとすること。

水産動物の名称	大きさ			
=11	15センチメートル以下			
うなぎ	30センチメートル以下			

キ 遊漁料の額及び納付方法

(ア) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとすること。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り、手釣り、たも網及び徒手採捕	年間	3,000円
この動り、子動り、たる約及び1年子林州	1日限り	1,000円

(イ)(ア)にかかわらず、高校生及び身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)に係る遊漁料の額は、

(ア)の額の2分の1に相当する額とすること。

- (ウ) 遊漁料は、東郷湖漁業協同組合事務所(東伯郡羽合町大字上浅津123 20)において納付しなければならないものとすること。
- ク 遊漁承認証に関する事項
 - (ア) 組合は、イ(ア)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下5において「遊漁承認証」 という。)を交付するものとすること。

表						
遊漁承認証						
下記のとおり遊漁を承認します。						
遊漁	年齢					
者	氏名					
承認期間						
魚種						
漁具又は漁法						
遊漁料						
発行者						
東郷湖漁業協同組合						
連絡统	ŧ					

裏						
注意事項						

(イ) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならないものとすること。

- ケ 遊漁に際し守るべき事項
 - (ア) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示 しなければならないものとすること。
 - (イ) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとすること。
 - (ウ) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない ものとすること。
- コ 漁場監視員
 - (ア) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとすること。
- (イ) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとすること。

衣					
漁場監視員証					
下記の者は、当組合の漁場監視員であるこ					
とを証明する。					
住所					
氏名					
有効期間					
発行年月日					
発行者					
東郷湖漁業協同組合印					

裏					
注意事項					

サ 違反者に対する措置

- (ア) 組合は、遊漁者がイ(ア)の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、キ(ア)及び (イ)に定める遊漁料の1.5倍に相当する額を徴収するものとすること。
- (イ) 組合は、遊漁者がこの規則のイ(ア)以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命 じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができるものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した 遊漁料の払戻しはしないものとすること。
- (4) 遊漁規則の施行の日 平成16年1月1日

20	平成16年 1 月16日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第5号